

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市(以下「甲」という。)と医療法人新都市医療研究会「君津」会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の経営・運営する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(市民への周知)

第2条 乙は、一時避難施設として、木更津市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

(使用用途)

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

(一時避難施設の使用)

第4条 乙は、次に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 玄々堂木更津クリニック

○所在地 木更津市中里231番地1

○所有者 医療法人新都市医療研究会「君津」会 理事長 池田 重雄

○構造等 鉄骨造り 4階建て(S造)

(使用範囲)

第5条 甲は、一時避難施設として使用する範囲を次のとおりとする。

○避難場所 4階 リハビリテーションエリア(計356.115㎡)

○収容人数 178人

○避難経路 非常階段を使用して4階へ

○入 口 職員通用口(施設東側)から入館し、非常階段を使用して4階へ

2 ただし、緊急を要する場合には前項の規定にかかわらず、テラス等へ避難することができる。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

(利用の通知)

第7条 甲は、第3条に基づき使用施設を一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

(費用負担)

第8条 使用施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の第5条に記載する使用範囲の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

(一時避難施設の終了)

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月13日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市

木更津市長 渡辺 芳邦

乙 千葉県君津市東坂田四丁目7番20号
医療法人 新都市医療研究会「君津」会

理事長 池田 重雄